

会 議 録

名 称	平成26年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会・事業系ごみ専門部会（第1回）
日 時	平成26年9月3日（水）午前9時～午前11時まで
会 場	目黒区総合庁舎本館地下1階 第18会議室
出席委員 （敬称略）	安井、平尾、庄司、原、團村、大竹、石川（靖）
区側職員	荒牧環境清掃部長、堀内清掃リサイクル課長、石田環境保全課長、大崎清掃事務所長
傍 聴 者	0名
配布資料	資料1 廃棄物をめぐる動向と課題について 資料2 事業系ごみの現状と課題について 資料3 「めぐろ買い物ルール」をめぐる事業者の課題について 資料4 事業者への排出指導について 資料5 環境学習の課題について 資料6 使用済み小型家電回収の現状と課題について 資料7 拠点回収について 「循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月） 「リサイクルデータブック2014」（平成26年7月 一般社団法人産業環境管理協会） 参考資料 資料8 目黒区ごみと資源に関するアンケート調査について （対象者事業者・8月8日現在暫定版）（席上配付）
会議次第	<p>1. 開 会 8人中、出席者は7人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、会は成立する。</p> <p>2. 議題 以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・環課長</p> <p><報告事項> （1）廃棄物をめぐる動向と課題について リ課長 （資料1により説明） 国の廃棄物行政の動向をご理解いただくため準備をした資料である。循環基本計画について、国の審議会で作成に関与した学識経験者からご説明をいただきたい。</p> <p>会 長 第1次循環基本計画は2003年に策定され、5年に1回の見直しが必要なため、今回は第3次の計画である。第1次計画では最終処分場、特に一般廃棄物の最終処分場の枯渇が課題であった。最終処分量は1991年の1.1億tから現状では80%減の0.2億tに減少している。23区では現在の最終処分場が最後であり、残余年数は50年である。</p> <p>産業廃棄物は広域的な移動が可能であるが、一般廃棄物は自治体ごとに処分が必要であり、個別リサイクル法は一般廃棄物を産業廃棄物にシフトするための法律である。リサイクルの質を上げることが課題となっており、廃ペットボトルから再びペットボトルを製造するなどの水平リサイクルが行われるようになっている。また、資源保全の観点から小型家電リサイクル法が施行されたが、現実にリサイクルされているのは金・銅・鉄などであり、レアメタルまでは再生されていない。リサイクルの難しいところは資源</p>

の価値が上下することであり、現状では紙の価格が高くなっている。

(2) 事業系ごみの現状と課題について

リ課長 (資料2により説明)

会長 事業所の経営状態を反映しているためか、事業系有料ごみ処理券の手数料収入が平成13年度から大幅に減少している。事業系ごみを集積所に排出してよい基準が日量50kg未満であるが、袋に直すとどのくらいになるのか。

リ課長 料金改定のために審議したときの資料では1リットルあたり0.19kg換算、20リットルで2kg、45リットルで4.5kg換算である。

平成20年度と25年度は手数料収入が増加しているが、これは料金改定によるものである。資料8の事業所アンケート調査結果から、段ボール、ビン、缶、ペットボトルの処分や生ごみ、弁当ガラなどについては、廃棄物処理業者よりも集積所を利用している事業所の割合が高い。事業系有料ごみ処理券の使用状況は、ごみが7割弱で資源が4割強にとどまっている。

会長 処理手数料と原価の関係はどのようになっているのか。

リ課長 1kgあたりに換算すると、処理原価は39.5円/kgであるのに対して、手数料は36.5円/kgである。

委員 事業系ごみには一般廃棄物と産業廃棄物があり、どちらもごみ減量を推進していくべきであるが、産業廃棄物については区に処理権限がない。

廃棄物処理法では産業廃棄物の定義をして、それ以外を一般廃棄物と定めている。金属、ガラス、プラスチックは、業種による指定がないため、事業活動から出たものはすべて産業廃棄物である。一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、本来は、製造工程から出るもの想定していたが、産業構造が変化して製造業が減少し、代わりにサービス業が増加したが、法律はそのままである。食品加工業や製薬業から出る生ごみは産業廃棄物であるが、飲食店等から出る生ごみは一般廃棄物である。

容器包装リサイクル法は家庭ごみを対象とした法律であるが、家電リサイクル法は事業系も対象にしている。食品リサイクル法は一般廃棄物と産業廃棄物の区別をしていない。

会長 目黒区の実態では食品加工業はほとんどないと考えられるが、例えば弁当屋から出る生ごみは一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか。

委員 産業廃棄物かもしれない。

リ課長 事業系一般廃棄物は家庭ごみと比べて増え続けている傾向がある。区民にごみの減量をお願いしているが、事業系ごみについても減量をはかる必要がある。

委員 ライフスタイルの変化によって家庭ごみが事業系ごみに変化している。例えば、スーパー等で買ったものをそのまま持って帰れば容器包装は家庭ごみになるが、容器包装をスーパー等に捨てていけば事業系ごみになる。大根の葉っぱも家に持ち帰れば家庭ごみである。家で調理をすれば家庭ごみが出るが、外食すれば事業系ごみが増える。このように考えると、データの根拠はないが、ライフスタイルの変化によって家庭ごみが減少し、事業系ごみは増加しているのではないかと。

(3) 「めぐろ買い物ルール」の現状と課題について

リ課長 (資料2により説明)

資料8の事業所アンケートでは、買い物ルールを知らないと回答した事業所は82.7%、参加店を知らないと回答した事業所は85.9%であり、認知度を高めるための周知方法や内容の拡充が必要である。

会長 事業所の認知度を高めるためには、新しい仕組みを導入しないと難しい。事業者は毎年2月のごみ処理券が無料になるというシステムを導入するなど、何らかのインセンテ

	<p>イブを持たせる工夫をやるべきじゃないか。</p> <p>委員 買い物ルールを広めるために事業者と話合う機会があるが、買い物ルールに参加した事業者には事業系有料ごみ処理券を安く販売するなど、参加した場合のメリットを求める事業者が多い。</p> <p>会長 事業系有料ごみ処理券を普及させるためにも、手数料の割引よりも、毎年1カ月分だけ無料で配布した方が周知が進むのではないか。このようなアイデア出しをしていかないと周知は難しい。</p> <p>(4) 事業者への排出指導について</p> <p>事務所長 (資料4により説明)</p> <p>会長 届出と立ち入り検査という規制的な手法だけではなく、例えば、過去に不適正な処理をしたことがなく、きちんと適正な処理を続けていくという誓約書を提出した事業所はホワイトリストに記載して立ち入りの対象から除外するなど、性善説に基づいた対策をしていかないと、立ち入り検査の対象を延べ床面積3000㎡から1000㎡に引き下げるだけでは、行政コストは下がらないのではないか。</p> <p>委員 日量50kg以上という基準と、事業用大規模建築物3,000㎡以上という基準には関連性があるのか。延べ床面積が1,000㎡を超えるような事業者は、適正に処理をしているのではないか。</p> <p>部長 3,000㎡以上の事業用大規模建築物への立ち入りは、不適正なごみ処理をしているかどうかのチェックではなく、ごみの発生抑制やリサイクルのお願いが中心である。</p> <p>リ課長 日量50kgの基準は清掃事業が都から区に移管された時の数値をそのまま使用しているが、現在の状況に合っているのかどうか疑問を持っている。</p> <p>資料8の事業所アンケートでは区収集を利用している事業所の平均的なごみの排出量は45リットル換算で1.09袋(重量に換算で約8.5kg)であり、日量50kgという基準とは乖離している。また、許可業者に委託していない理由では、75%の事業者が「ごみ量が少ないから」と回答している。</p> <p>委員 許可業者の契約先を調べることで、委託をしていない事業者を絞り込むことができ、効果的な指導につながるのではないか。</p> <p>リ課長 限られた人材で効果的な指導をしていくためには、必要な部分に重点を置いた排出指導を進めなければならない、形式的な指導では意味がない。</p> <p>委員 事業系有料ごみ処理券の売上げが大幅に減少している。どのくらい収入を増やすためにどのくらいの人員をかけるか、という視点も必要である。</p> <p>リ課長 現場の職員は、ごみ袋を見れば事業系ごみかどうか判別がつく。計画改定を契機に事業系有料ごみ処理券の適正な貼付について何らかの施策を検討しなければならないと考えている。</p> <p>委員 資料8の事業者ごみアンケート調査の属性別の集計結果を解析すれば、問題点がわかるのではないか。例えば、住居兼用の事業所では処理券を貼付していない割合が高い。</p> <p>会長 小さな食品加工業から出る産業廃棄物については、基礎的自治体である区が調査をして、一般廃棄物が紛れ込んでいないことを明らかにすべきではないのか。</p> <p>委員 法律では、一般廃棄物の収集運搬を含めてごみ処理は区に責任があることになっている一方、事業者には排出者としての処理責任があるので、事業者は自ら処理できない場合に廃棄物処理許可業者に処理(処理施設まで運搬)を委託するという形になっている。最近では、事業者の排出者責任が強く求められるようになってきているが、少量排出事業者は許可業者に委託するほどの量がなく、有料処理券を貼って区の収集に出している。事業系ごみ(一般廃棄物)については、区の処理責任と事業者自らの処理責任とが競合するという廃棄物処理制度の矛盾の中にある。事業系ごみについてはこのことを念頭に置</p>
--	---

いて指導管理しなければならないが指導管理には限界があるので、事業者責任を自ら果たせるような仕組みを作るという視点が必要である。

リ課長 不適正に排出されたごみに対して後追的に指導するのではなく、予防的な排出指導方法を検討する必要がある。1000㎡以上の事業者はごく少なく、指導対象の線を引き意味にこだわるよりも、適正な排出をしていただく指導の知恵がほしい。

委員 指導という用語は指導監督行政が中心だった頃のイメージがあるため使わない方がよい。家庭ごみの場合の区と区民（排出者）の協働と言うように区と事業者の協働という考えが必要である。

リ課長 事業系の排出抑制を含めたごみ減量化の目黒区の施策が「買い物ルール」であるが、事業者の認知度が低いので、抜本的に見直していかなければならない。

会長 何らかのインセンティブを与える仕組みがあってもよいと思う。結果として、行政コストを下げることになれば、自治体がお金を払うことに対して、コストが下がるというロジックで勝てるはずである。

委員 商店街は景気の低迷が続いておりごみの量が減っているし、商店街によっては8割以上がテナント化している。貸しっぱなしのオーナーもいるため、十分な管理ができないし、ルールも守れなくなっている。

委員 事業者でも区民であれば区の方針を理解してごみ減量に協力するが、テナントは区外の人が多く、目黒区のごみ減量の意義が伝わりにくいことから、インセンティブが大切である。ホワイトリストにノミネートした事業者は、ごみ処理券を10%引きとし、それ以外は指導を入れて、指導が入った事業者は値引きなしの金額で払わなければいけない仕組みにすれば、WIN-WINになる気がする。

委員 最近、ごみ集積所での取り残しが減っているような気がする。

部長 不適正に排出されるごみは、その集積所を利用している人ではなく、よそから持ってくる場合が多い。警告シールを貼っても、無視されてしまえば環境が悪化するだけなので、結局は収集をせざるを得ない。

会長 何らかの形で事業者がコンタクトをとってくる仕組みが必要である。買い物ルール参加企業にインセンティブで増やすということじゃないかな。

(5) 環境学習の課題について

(6) 使用済み小型家電回収の現状と課題について

(7) 拠点回収について

リ課長 (資料5～7により説明)

委員 拠点回収のリストで、紙パックの回収をしていないスーパーがあるが、ほとんどのスーパーで拠点回収をしているのではないかな。

会長 行政が関与しない形で回収しているのではないかな。店頭回収についてもデータを収集しておく必要がある。

容器包装リサイクル法を議論している国の審議会では、行政から消費者に啓発するより、消費者と接点のある販売店から消費者に啓発した方が効果があるのではないかなという議論がある。スーパーなどは排出事業者として見なされていないが、結構回収をしているのに、回収量は差し引きされないという法律上の欠陥がある。買い物ルールを展開していくならば、スーパーを利用するということが国でも議論になっている。

委員 販売店での拠点回収については、回収したものの保管場所が制約となっている。販売店は人手やコストをかけているが、消費者は拠点回収をすることが当然だと思っている。拠点回収をしている販売店を表彰する制度が必要ではないかな。

リ課長 表彰制度については、区民や議会から要望がある。表彰制度や連携の仕組みを作るための足がかりとして買い物ルールを考えていきたい。買い物ルールには、区民、事業者

	<p>の立場が分けて記載されており、それぞれの役割が書かれている。</p> <p>会 長 資料2に添付されている事業系ごみのチラシの中に、「古紙は、戸別回収のための事前登録が必要です。」とあるが、どういう意味か。事業系の古紙も集団回収の対象とすればよいのではないか。</p> <p>事務所長 事業系の古紙は行政回収を行っており、事前登録件数は現状で1,190件である。</p> <p>部 長 現状では古紙価格が高いから問題はないが、古紙価格は変動するため、価格が低下したときに問題になる。そのため、事業活動から出るものは事業者の責任で処理していただきたい。</p> <p>会 長 事業系有料ごみ処理券を貼付した上で町会・自治会等の集団回収に出すことにすればよいのではないか。ごみ処理券の手数料は町会への寄付のような形になる。</p> <p>部 長 いろいろな影響を考える必要がある。</p> <p>委 員 プラスチック、ペットボトル、ビン、缶の収集車が別々の時間に収集に来るため区民は排出漏れをしてしまい、結局、スーパー等に排出することになる。すべての品目を同一の時間に収集してほしい。</p> <p>普段は商店街で許可業者の夜間収集を利用しているが、区の収集を利用することもある。事業用のシュレッダーダストは置いて行かれるが、排出者が分からず、破けると集積所の掃除が大変である。なんとかならないか。</p> <p>委 員 混載をすると資源として利用できずごみになってしまうものが増えるため、混載は難しい。現状のままで、区民が少し我慢をする必要があるのではないか。</p> <p>部 長 ほとんどの事業者が適正に処理をしている。このような事業者がごみ減量や適正排出のインセンティブを維持できるような施策を検討する必要がある。</p> <p>3. その他</p> <p>リ課長 次回審議会は10月20日全体会を予定している。</p> <p>4. 閉会</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	---